

履修及び進級等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則に基づき、本学における授業科目の履修、試験及び進級に関して、必要な事項を定める。

(授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

2 各年次において開講する授業科目、単位数、担当教員及び時間割は、当該年次の開始時に決定し、発表する。

(履 修 願)

第 3 条 学生は、選択科目から履修しようとする科目を予め選択し、次の期日までに所定の方法で履修登録をしなければならない。

(1) 前期：4月の定められた日

(2) 後期：9月もしくは10月の定められた日

2 履修登録した後、受講希望者の数に著しい偏りがあり、授業の進行に支障があると判断される場合には、履修者数を調整することがある。

3 第1項に定める手続きがなされた後の履修登録科目の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

(履修の条件)

第 4 条 学生は、原則として、当該年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 各学科で年間に履修登録できる単位数の上限は別に定める。

3 クラスを指定して開講する授業科目にあっては、当該クラス以外の学生の受講は、原則として認めない。

(試 験)

第 5 条 試験は、定期試験、追試験、再試験、特例再試験及び仮進級試験とする。

2 試験は、試験科目及び期間又は期日を定めて行う。

(試験欠席届)

第 6 条 以下の理由で試験を受けることのできない学生は、当該授業科目の試験実施前又は試験日から1週間以内に、試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）へ提出しなければならない。なお、第1号又は第2号の理由による欠席の場合は、試験欠席届に医師の診断書を添えるものとする。それ以外の理由の場合は任意形式の理由書を添えるものとする。

(1) 学校感染症で出席停止となった場合。

(2) 学校感染症以外による体調不良又は外傷等による場合。

(3) 裁判員制度・検察審査会制度による場合。

(4) 公共交通機関のトラブル（信号機の故障、濃霧、人身事故等）による場合。

(5) その他正当な理由と認められる場合。

(定期試験)

第 7 条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績またはレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

2 前項にかかわらず、通年科目の定期試験については後期に実施する。

3 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期試験を受けることができない。

(1) 定期試験を受けようとする授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。

(2) 定期試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の2以上の出席がないとき。ただし、演習・実験・実習もしくは実技については、5分の4以上の出席がないとき。

(3) 授業料等の学費を現に滞納しているとき。

(4) 学則第47条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。

(レポート)

第 8 条 前条1項のただし書きに係るレポート提出については、次のとおりとする。

2 課題、様式、提出期限及びその他の注意事項については、教務課から連絡する。

3 定められた期日までにレポートを提出しなかった者は、当該科目の履修を放棄したものとみなす。

4 前条第3項の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

(追 試 験)

第 9 条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第6条に定める手続きを行った者に対し、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに追試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 本条が定める追試験には、第7条第1項のただし書を準用することができる。

(成績評価の基準)

第 10 条 学則第25条に規定された成績評価の基準は次のとおりとし、C評価以上を合格とする。

S評価：100点～90点（到達目標を十分に達成し、極めて優秀である）

A評価：89点～80点（到達目標を十分に達成している）

B評価：79点～70点（到達目標を達成している）

C評価：69点～60点（到達目標を概ね達成している）

D評価：59点以下（到達目標を達成していない）

2 通年科目の成績については、後期に評価する。

(再 試 験)

第 11 条 前条第1項に定める成績がD評価である者に対して、再試験を行うことがある。

2 再試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに再試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 再試験の成績は、60点を上限とし、前条の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は、行わない。ただし、学校感染症により再試験を受験できない場合は、当該学生の当該科目の再試験日程を変更することがある。

4 第9条が定める追試験の再試験は行わない。

5 本条が定める再試験には、第7条第1項のただし書を準用することができる。

(特例再試験)

第 12 条 前条の定めのほか、卒業見込みの者で単位未取得科目が1科目の場合、特例再試験を行うことがある。ただし、別の定めにより、これ以外の特例再試験を行うことがある。

2 第9条又は前条に定める試験を受験しなかった学生には、原則として前項に定める当該科目の特例再試験の受験を認めない。ただし、追試験又は再試験を正当な理由で受験できなかった場合は、第6条の手続きを行った者に限り、特例再試験の受験を認めることがある。

(不正行為)

第 13 条 第5条に定める試験において、不正行為があった場合、当該学生が当該試験期間中に受験した試験を全て無効とする。また、当該学生は、当該期間中に行われる試験を全て受験することができない。

2 定期試験、追試験、再試験及び仮進級試験において不正行為を行った者は、全ての科目について当該年度に行われる特例再試験を受験することができない。

(進 級)

第 14 条 各学科において、当該年次に配当された必修科目の単位を取得したときは、次年次への進級を認める。また、当該科目の未取得単位が、学科ごとに別に定める単位数以下のときには、次年次への仮進級を認める。

2 前項に該当しない場合は、原級に留まることとするが、2年次又は3年次への進級判定に限り、当該年度のfunctional Grade Point Average（以下「fGPA」という。）が2.0以上であれば仮進級を認める。なお、fGPAについては履修規程施行細則に定める。

(再 履 修)

第 15 条 前年度までの単位未取得の必修科目又は選択科目を再履修するときは、当該年度の4月の定められた日までに所定の手続きを行わなければならない。

2 単位未取得で原級に留まった者は、前年度までの単位未取得の必修科目を再履修し、単位を取得しなければならない。ただし、前年度に履修して取得した単位は認めることとする。

3 すでに単位を取得した授業科目の再履修は、原則として認めない。

4 再履修した科目の試験では、第7条第3項第2号の規定の適用を免除することがある。

(仮進級試験)

第 16 条 仮進級して再履修を願い出た者は、仮進級試験を受け、単位を取得しなければならない。

2 仮進級試験の成績は、60点を上限とする。

3 仮進級試験の追試験又は再試験は行わない。

(卒業)

第17条 学則第31条に定める卒業を認められなかった場合は、卒業の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を再履修し、単位を取得するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。